

経済金融活性化 特別地区活用ガイド



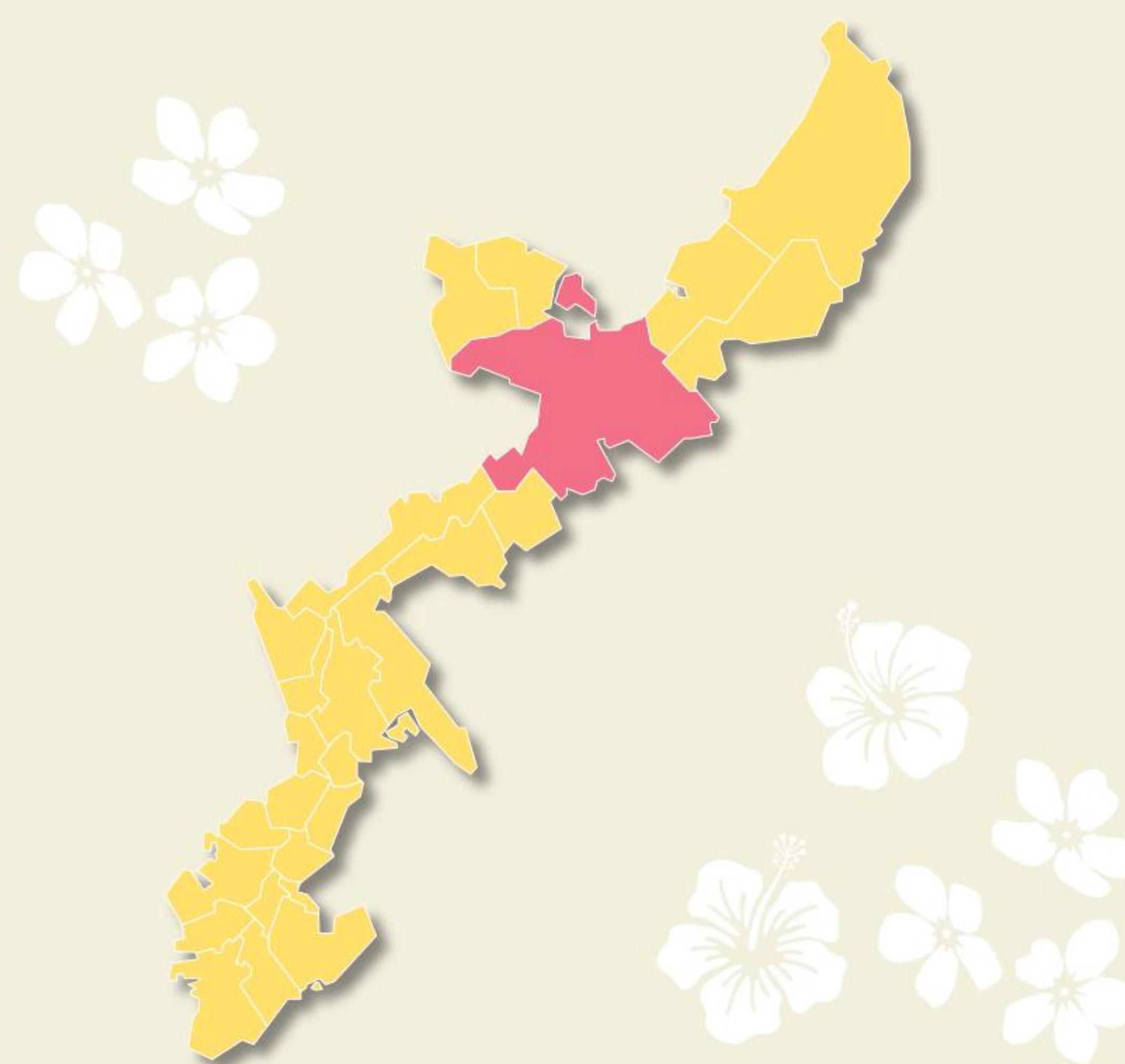
1 名護市の概要

1) 位置的特性

名護市は、昭和45年8月に名護町・羽地村・久志村・屋部村・屋我地村の5町村が合併し、沖縄北部広域圏の中核をなす多自然型の田園都市として誕生しました。北緯26度36分、東経128度の地点にあって、東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、北西側を本部町、今帰仁村、北東側を大宜味村、東村、南側を恩納村、宜野座村に接しています。

県都那覇からの距離は約64kmで、国道58号、国道329号及び沖縄自動車道によって結ばれており、沖縄の玄関口である那覇空港からは、沖縄自動車道を使い、車で約1時間の距離にあります。

総面積は210.37km²、東西に25km、南北に20kmの広がりを見せています。沖縄県の総面積(2,276.64km²)の約9.2%を占め、竹富町(334.03km²)、石垣市(229.00km²)に次いで、県下3番目の広大な面積を有しています。

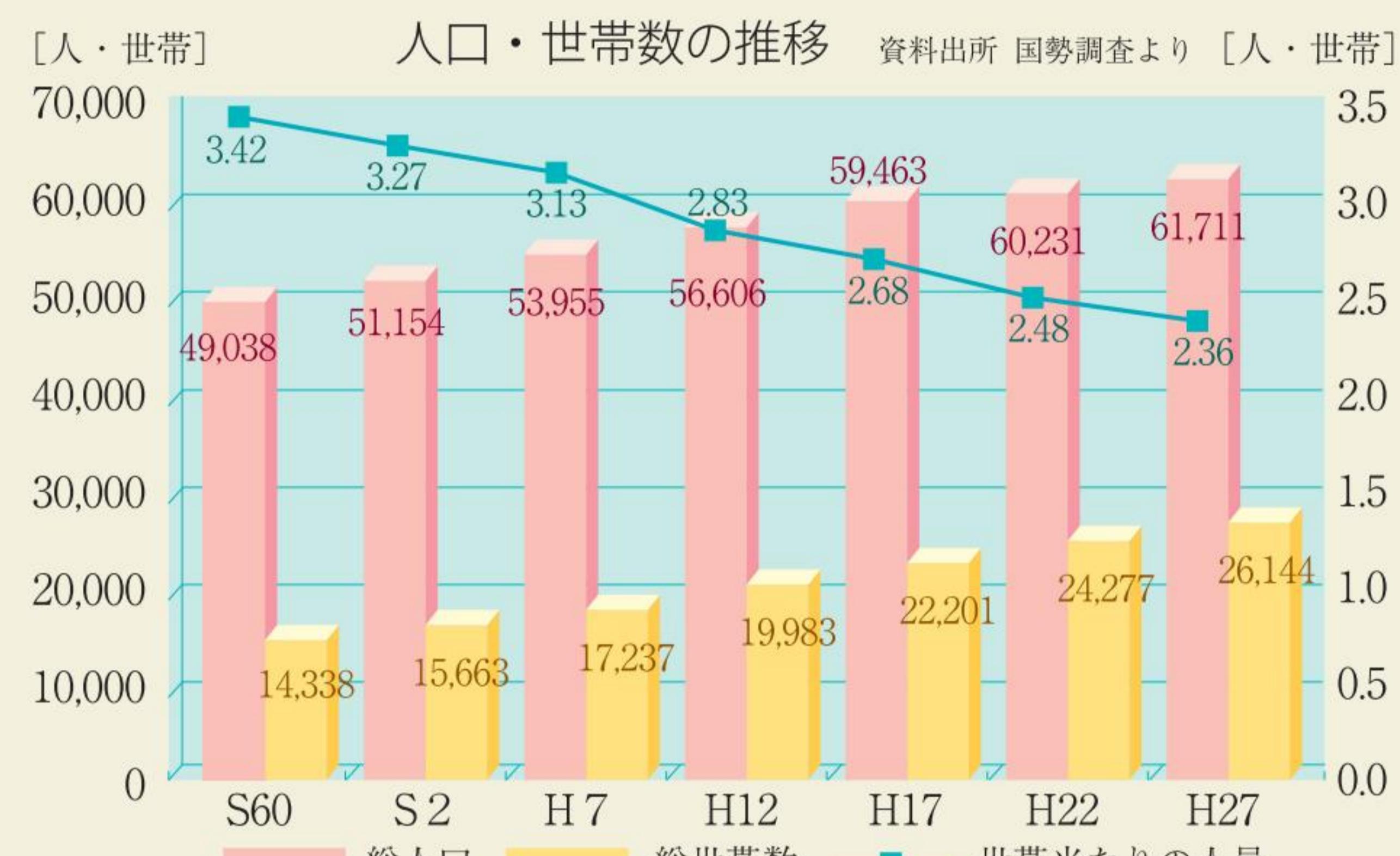


2 人口動態

1) 人口・世帯数の推移

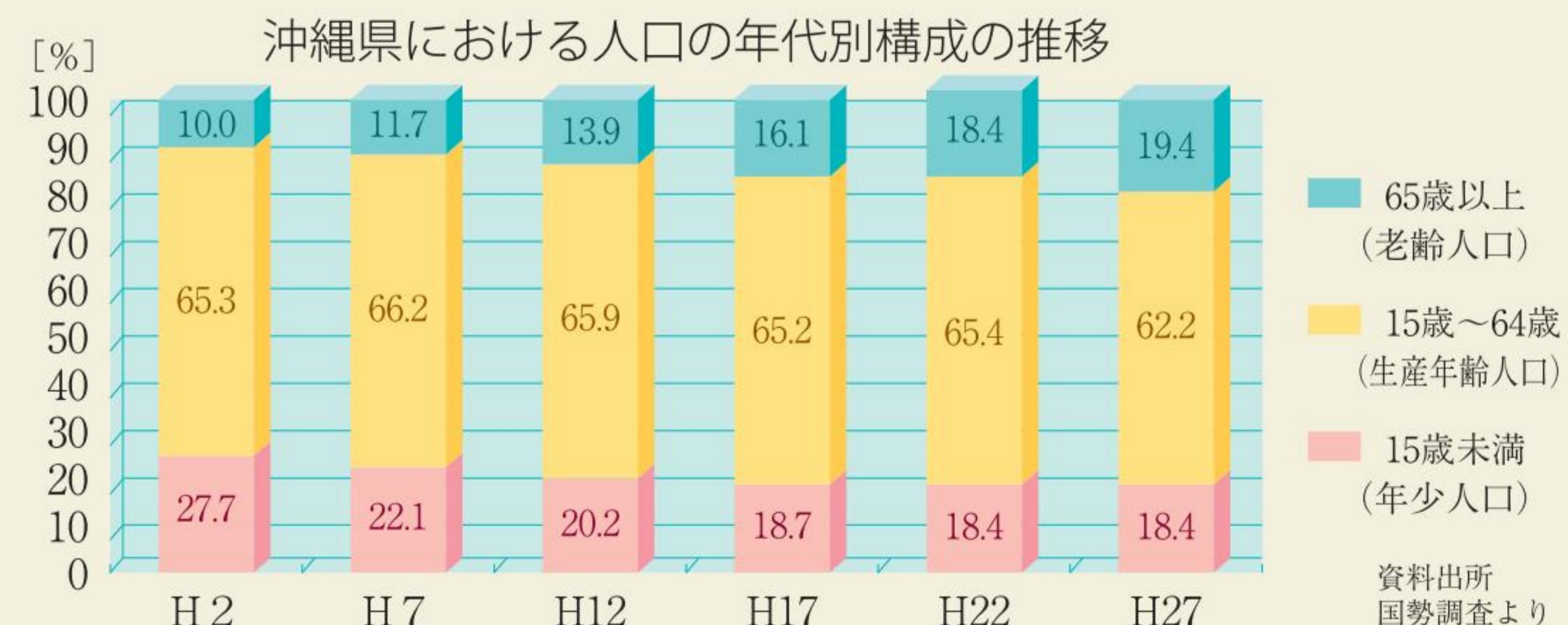
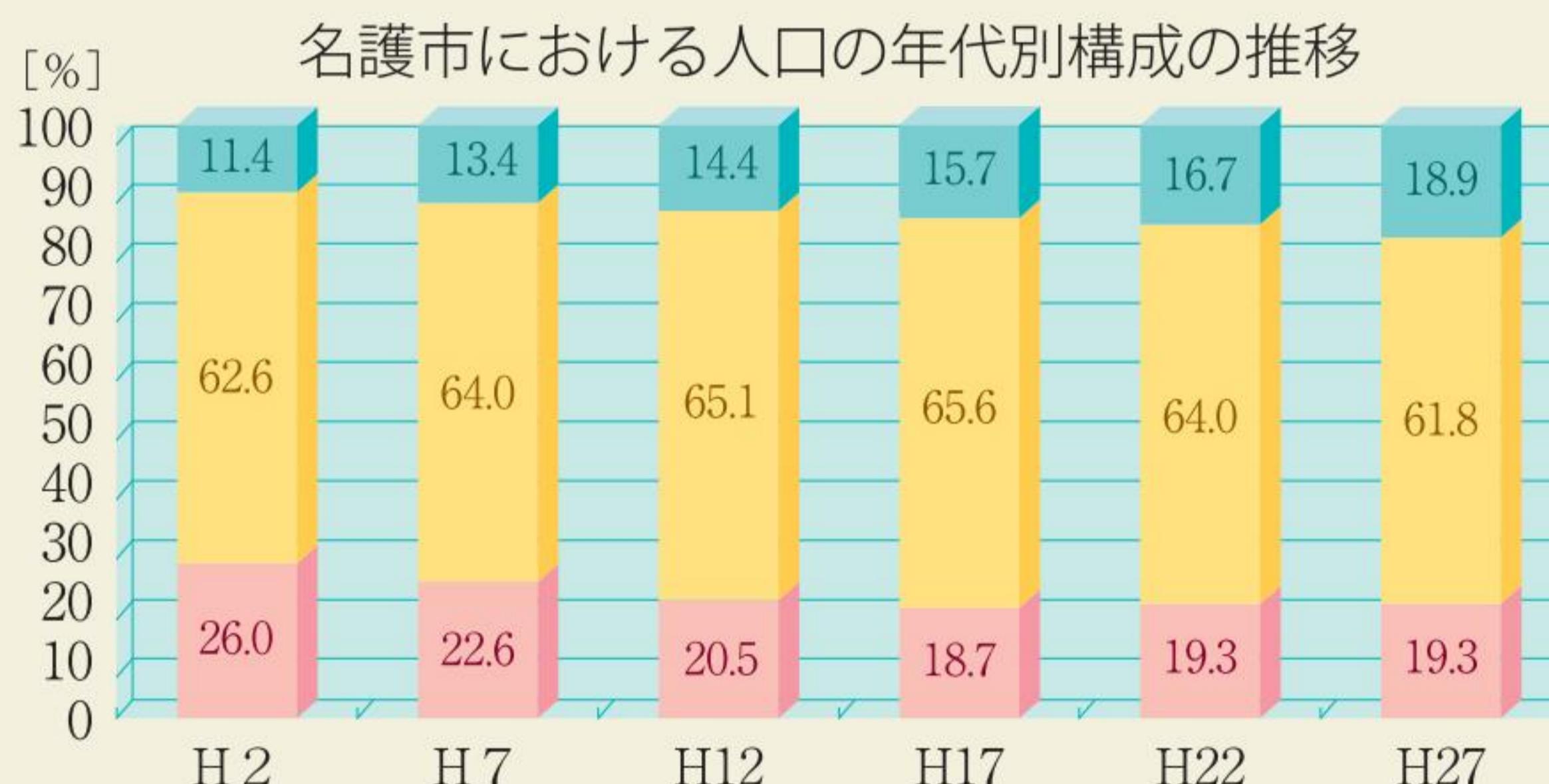
名護市は、平成30年8月末現在、人口：62,868人（男：31,416人、女：31,452人）世帯数：29,553世帯の人口規模です。（住民基本台帳より）

名護市の人口は、近年増加傾向にあり、人口増加に比例して、世帯数も増加しているが、世帯規模が縮小し、核家族化が進行している状況となっています。



2) 年齢階層別人口

平成27年度の国勢調査による名護市の生産年齢人口（15～64歳）が61.8%となっています。各年代の構成比をみると、緩やかではあるが少子高齢化が進行しています。この動きは、沖縄県全体と同様の動きをしています。生産年齢人口の割合は沖縄県、名護市ともに徐々にではあるが減少となっています。



3 産業

1) 産業構造

産業構造の構成をみると、第3次産業の従業者数は全従業者数の約85%となっています。また、第3次産業のうち、平成28年と平成8年を比べると、卸売・小売・飲食店・宿泊業と不動産業の従業者数が伸びています。

名護市の産業構造の推移

単位：事務所、人、%

	H8		H13		H16		H18		H21		H24		H28	
	事業所数	従業者数												
総 数	3,125	22,484	2,767	18,075	2,812	19,968	3,006	25,083	3,041	26,578	2,722	21,859	2,595	23,033
第1次産業	9	103	8	90	10	364	13	360	31	301	28	316	20	436
農林漁業	9	103	8	90	10	364	13	360	31	301	28	316	20	436
第2次産業	337	4,289	310	3,756	311	3,620	282	3,535	286	3,470	255	3,012	259	2,920
鉱業	5	62	5	50	3	22	4	23	3	18	4	23	3	19
建設業	215	2,433	197	2,227	203	2,249	174	1,950	164	1,695	140	1,598	140	1,538
製造業	117	1,794	108	1,479	105	1,349	104	1,562	119	1,757	111	1,391	116	1,363
第3次産業	2,779	18,092	2,449	14,229	2,491	15,984	2,711	21,188	2,724	22,807	2,439	18,531	2,316	19,677
電気・ガス・熱供給・水道業	8	209	7	215	1	58	7	157	6	157	2	57	1	51
運輸・通信業	76	1,123	60	980	67	1,127	63	1,056	77	1,216	59	1,042	53	1,026
卸売・小売・飲食店・宿泊業	1,598	6,858	1,442	6,319	1,442	8,070	1,486	8,805	1,432	9,150	1,423	9,247	1,269	9,040
金融・保険業	38	462	35	341	33	371	38	430	40	514	38	435	39	429
不動産業	101	179	96	156	115	232	122	146	172	509	162	515	129	443
サービス業・その他	958	9,261	809	6,218	833	6,126	995	10,594	997	11,261	755	7,235	825	8,688
構成比 %	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4	1.8	0.4	1.4	1.0	1.1	1.0	1.4	0.8	1.9
第1次産業	10.8	19.1	11.2	20.8	11.1	18.1	9.4	14.1	9.4	13.1	9.4	13.8	10.0	12.7
第2次産業	88.9	80.5	88.5	78.7	88.6	80.0	90.2	84.5	89.6	85.8	89.6	84.8	89.2	85.4

※資料出所 事業所・企業統計調査及び経済センサスより

経済金融活性化特別地区の概要

目指す姿

経済金融の活性化に資する多様な産業の集積を促進することで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪とした沖縄の経済金融の活性化を実現します。

※経済金融活性化特区は、従来の金融特区を発展的に解消して創設したものです。

優遇措置 ※詳細は下記を以降を参照

①所得控除

(40%控除)※事業認定を受けた法人が対象です。

② 投資稅額控除

(機械・装置、器具・備品 15%、建物等 8%) ※事業認定を受けずに利用可能です。

③特別償却

(機械・装置、器具・備品 50%、建物等 25%) ※事業認定を受けずに利用可能です。

＜①、②、③は選択制＞

④エンジエル税制

※県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象です。

⑤そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税に係る課税の特例等があります。

対象地区・対象産業

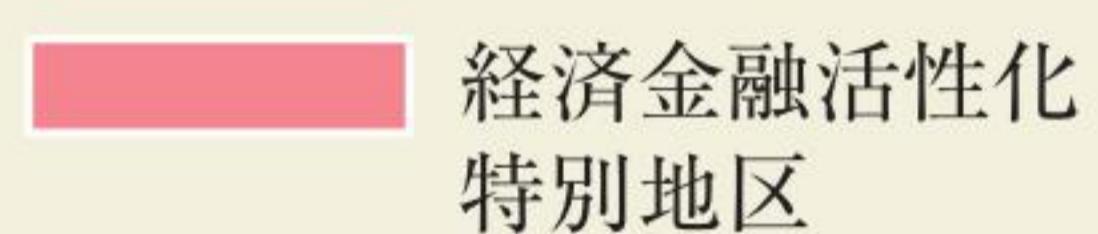
対象地区：名護市

対象産業：1. 金融関連産業、2. 情報通信関連産業、
3. 観光関連産業、4. 農業・水産養殖業、
5. 製造業等



経済金融活性化特別地区として指定されている地域

地域	対象地域	指定の日
経済金融活性化特別地区	名護市	H26.4.10



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

税制優遇措置の具体的内容 ①所得控除（1）

税の種類	対象法人	内 容
所得控除 法人税【国税】	事業認定を受けた青色申告法人 ※県知事が認定	事業認定を受けた法人について、その設立から10年間、各事業年度の所得金額の40%に、「特区内の事業所の常時従業員数／当該法人全体の常時従業員数」を乗じて計算した金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

＜事業認定の要件＞

- 1 区域内で設立され、当該区域内に本店又は主たる事務所を有していること ^{※1}
- 2 区域内の事業所で常時使用する従業員のうち5人以上の者が、i) 当該区域内、ii) 当該区域に隣接する市町村の区域内、iii) 当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域内、のいずれかに住所を有すること ^{※2}
- 3 設立から10年以内であること
- 4 事業計画が適切であると認められること
- 5 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること
- 6 区域内では、主として対象産業を営むものであること
- 7 法人全体としても、対象産業以外を主たる事業として営まないものであること
- 8 役員のうちに、特定の法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過しない者がいないこと ^{※4}
- 9 i) 風俗営業、ii) 性風俗関連特殊営業、iii) 公序良俗を害するおそれのある事業、を行わないものであること



対象産業以外の
事業を営んで良い！
区域外業務の
制限がない！

※従来の金融特区では、
・区域内では、専ら対象産業
を営むものであること
・区域外では、一定の人数で
一定の業務のみを行うこと
との要件があった。

※1：「区域内で、設立され（た法人）」とは、経済金融特区の指定日（＝H26.4.10）以後に特区内で設立された法人をいう。

※2：以下の者は、租特法に基づく所得控除額の計算上、「常時使用する従業員」には含まれない。

→役員及び役員と特殊の関係にあるもの（親族、生計の支援を受けているもの等）

→日々雇い入れられる者（1月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

→2月以内の期間を定めて使用される者（2月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

→季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者（4月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

→試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

※3：「i) 特区の区域、ii) 当該区域に隣接する市町村の区域、iii) 当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域」とは以下の範囲をいう。

※4：「特定の法令」の範囲については、内閣府令に規定する。

参考 所得控除を活用した場合の減税イメージ



- ・所得金額：1,200万円
- ・法人税額：432万円 ※法人税率（国税+地方税）は36%として算出
- ・会社全体の従業員数：8人
- ・うち、特区内の従業員数：5人 ※一定の区域に住所を有することなどの要件は満たしているものとする。

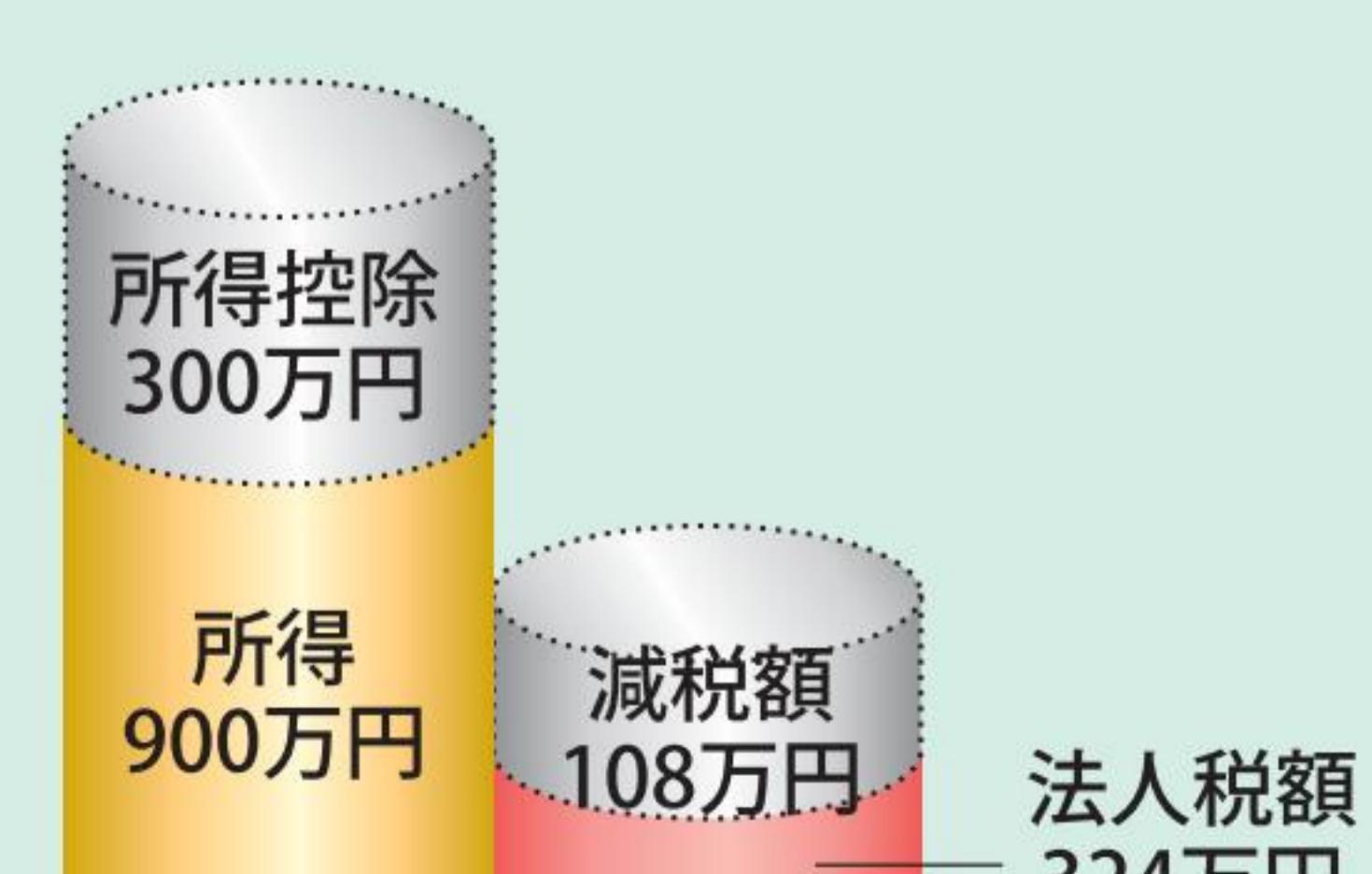
所得控除を活用した場合

- ・所得控除額：300万円 $(1,200\text{万} \times 40\% \times 5/8)$
- ・税制活用後の法人税額：約324万円 $((1200\text{万} - 300\text{万}) \times 36\%)$
- ▶ 約108万円 $(432\text{万} - 324\text{万})$ の減税効果

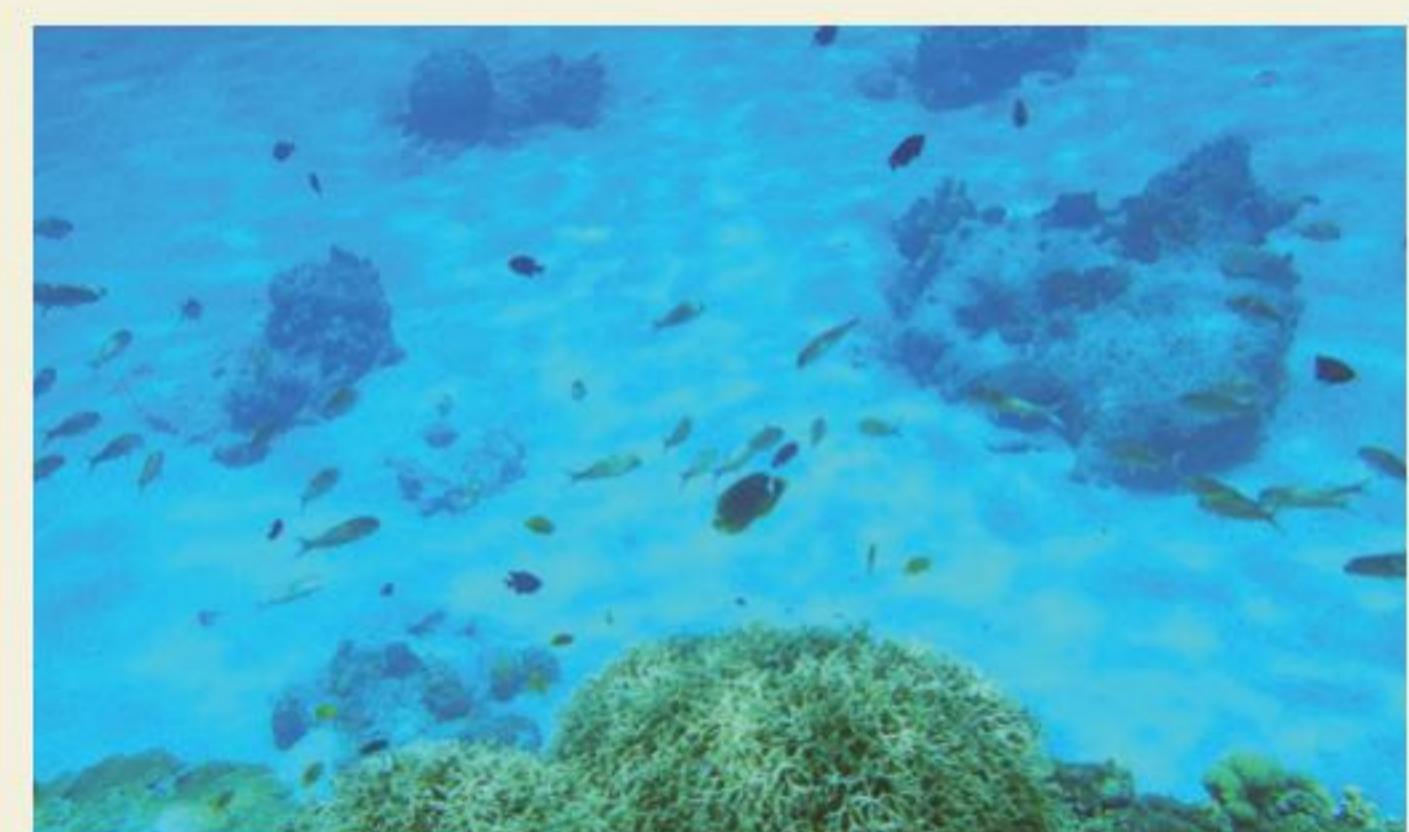
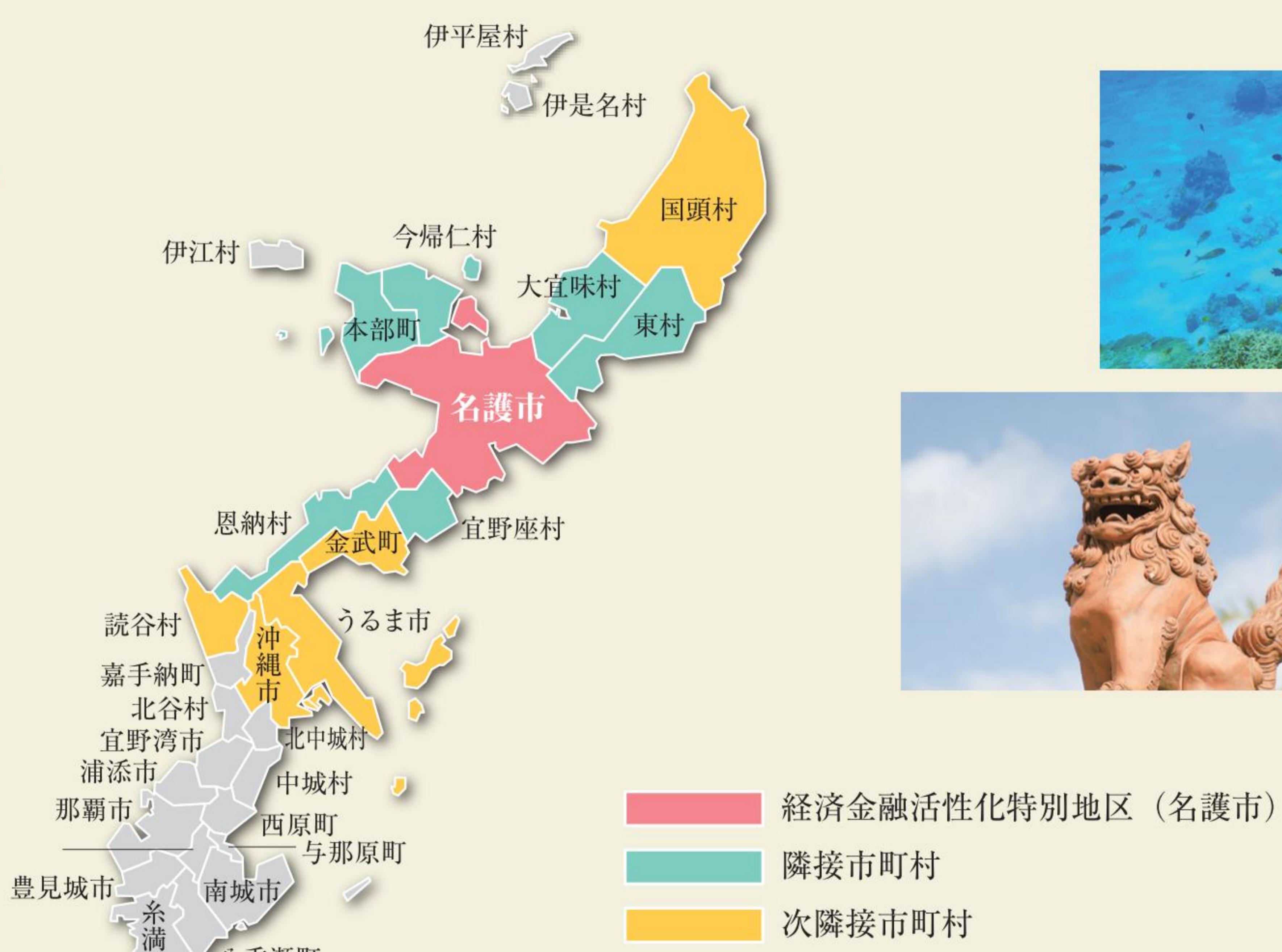
税制活用前



税制活用後



税制優遇措置の具体的内容 ①所得控除対象の従業員住所区域 (2)



税制優遇措置の具体的な内容 ②投資税額控除・③特別償却

税の種類	対象法人	内 容
投資税額控除 法人税 【国税】	対象地域内において、特定経済金融活性化産業の用に供する ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超るもの を新・増設した青色申告法人	機械・装置、器具・備品の取得価額の15%、建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円 ※税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の20% ※繰越可能年数：4年 ※経済金融活性化計画の認定日以後の投資が対象
特別償却 法人税・所得税 【国税】	同上 (特別償却是個人事業者も対象)	・機械・装置、器具・備品の取得価額の50%、建物及びその附属設備の取得価額の25%を特別償却 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円 ※経済金融活性化計画の認定日以後の投資が対象

<参考>

1 「機械・装置」の範囲

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表二の「機械及び装置」が対象

※食料品製造業用設備、化学工業用設備、電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備など

3 「建物」の範囲

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一の「建物」が対象

※鉄骨鉄筋コンクリート造等の事務所用、店舗用、工場用、倉庫用の建物等

2 「器具・備品」の範囲

- ①電子計算機、②デジタル交換設備、
- ③デジタルボタン電話設備、
- ④ICカード利用設備、の4つが対象

投資税額控除と
特別償却は、
事業認定を受けずに
利用可能！



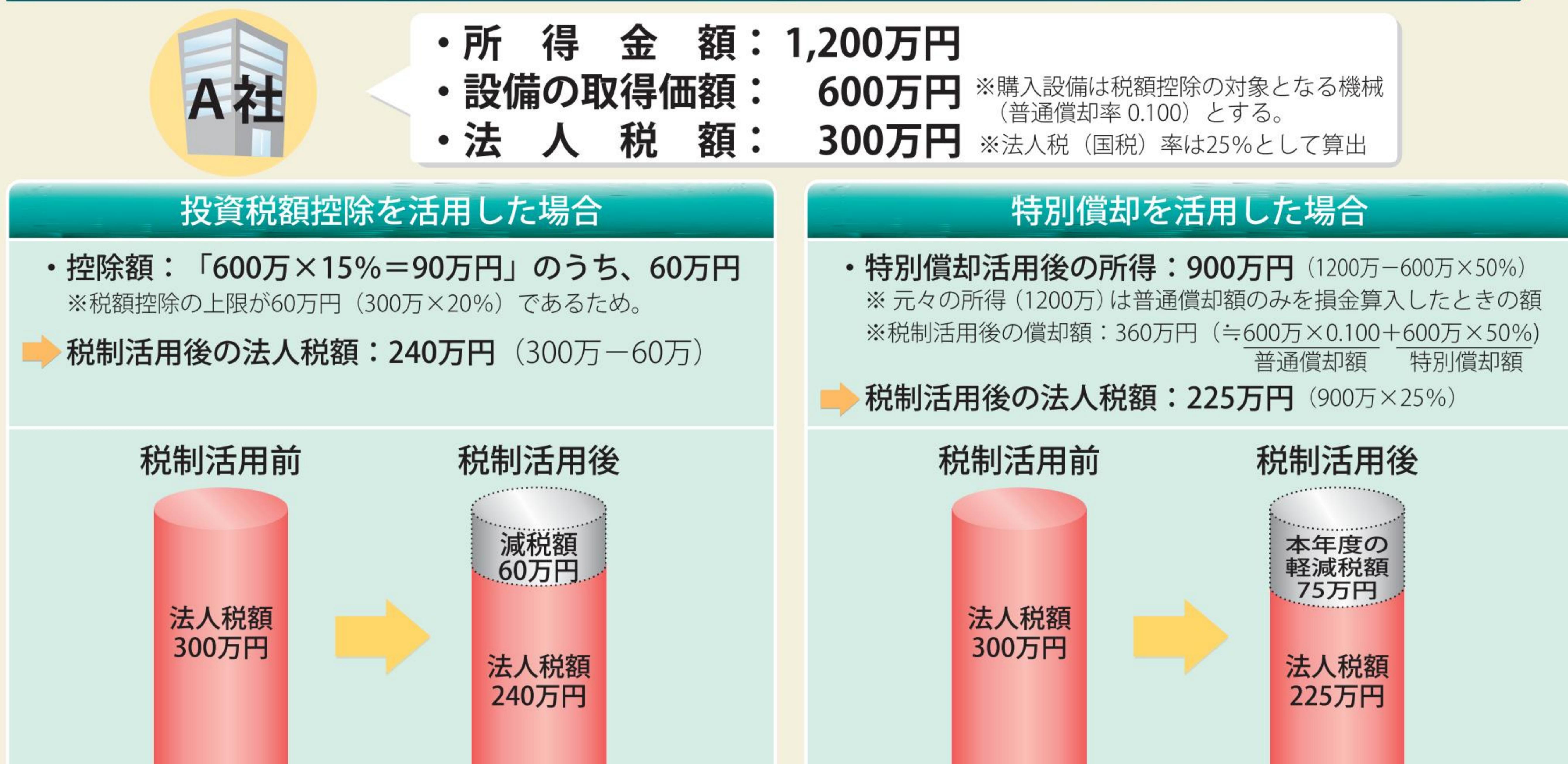
4 「建物の附属設備」の範囲

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一の「建物附属設備」が対象

※電気設備、冷暖房・ボイラー設備、エレベーターなど

※対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限られる。

参考 投資税額控除・特別償却を活用した場合の減税イメージ



※限度額を超えた額（30万円）は、翌年以降（4年間）に繰越可能
 ※法人税（国税）の減額に伴い、法人税額を課税標準とする地方税（県民税等）についても一定程度の減額となる。

税制優遇措置の具体的な内容 ④エンジェル税制

税の種類	対象法人	内 容
エンジェル税制 法人税 【国税】	沖縄県知事の指定を受けた中小企業者（=指定会社）	1. 指定会社へ投資した年に受けられる優遇措置（選択制） <ul style="list-style-type: none"> 指定会社への「投資額-2000円」をその年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。 指定会社への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除 ※控除対象となる投資額の上限なし。 2. 指定会社（未上場）株式を売却した年に受けられる優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> 指定会社（未上場）株式の売却により生じた損失を（その年のほか、）翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）可能

<指定会社の要件>

- 1 (所得控除に関する) 事業認定を受けた法人であること
- 2 中小企業基本法上の中小企業者であること
- 3 設立から10年以内であること
- 4 未登録・未上場の株式会社であること
- 5 大規模法人及びその子会社等の所有に属さないこと
- 6 株式投資契約を締結する（意思のある）株式会社であること



※1：中小企業基本法に基づく「中小企業者」の定義は以下の通り。
 →製造業・建設業・運輸業等：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社及び常時使用従業員数が300人以下の会社・個人

→卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社及び常時使用従業員数が100人以下の会社・個人

→サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び常時使用従業員数が100人以下の会社・個人

→小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び常時使用従業員数が50人以下の会社・個人

※2：「大規模法人及びその子会社等の所有に属さない（会社）」とは、以下の2つを満たすものという。

→発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されていないこと

→発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと

（大規模法人：資本金の額等が1億円を超える法人又は資本金等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人（中小企業投資育成株式会社を除く））

※3：ここで言う「株式投資契約」は、当該契約に係る払込金を、対象産業の用にのみ供する旨の記載があるものに限られる。

参考 通常のエンジェル税制との比較

【優遇措置 :Ⓐ寄付金控除、Ⓑ他の株式からの控除】	通常のエンジェル税制	経済金融活性化特区のエンジェル税制
【ベンチャー企業要件】		
①設立年数	Ⓐ 3年未満 or Ⓑ10年未満	10年未満
②中小企業者（中小企業基本法第2条と同様） (例：製造業…資本金3億円以下or従業員300人以下)	○	○
③一定の研究等要件（下記いずれかの要件） <ul style="list-style-type: none"> ・研究者等人数要件（設立2年未満：ⒶⒷ） 研究者等が2人以上かつ常勤者の10%以上 ・試験研究費等に関する要件 試験研究費等が収入金額の3%超（設立1年以上3年未満：Ⓐ） " " （設立1年以上5年未満：Ⓑ） 試験研究費等が収入金額の5%超（設立5年以上：Ⓑのみ） ・売上高成長率に関する要件 売上高成長率25%超（設立2年以上3年未満：Ⓐ） " " （設立2年以上5年未満：Ⓑ） ・赤字要件（上記要件かつ赤字：Ⓐのみ） 直前期まで営業キャッシュフローが赤字 	○	不要
④外部（特定の株主グループ※以外）からの投資が1/6以上の会社 ※特定の株主グループは発行済株式総数の30%以上を保有する個人と親族等	○	不要
⑤大規模法人及びその子会社等の所有に属さない (下記株式保有がないもの) <ul style="list-style-type: none"> ・1の大規模法人グループが1/2超 ・複数の大規模法人グループが2/3以上 	○	○
⑥未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当しない 【事業認定要件】	○	○
⑦沖縄法第56条の事業認定を受けた法人であること	不要	○
【個人投資家要件】		
⑧金銭の払い込みによる株式取得	○	○
⑨対象企業が同族会社※の場合、所有割合が上位3位までの株主グループの所有割合を順に加算しその割合がはじめて50%超となるときの株主に当該投資家が属していないこと ※同族会社とは、上位3位までの株主等が株式等の50%超を保有する会社	○	○
【その他措置：損失の3年繰越控除】	○	○

税制優遇措置の具体的な内容 ⑤地方税の減免

税の種類	根 拠	対象法人	内 容
事業税 【県税】		対象地域内において、特定経済金融活性化産業の用に供する1,000万円を超える設備を新一増設した法人	新・増設から5カ年間、新・増設に係る事業税の課税免除
不動産取得税 【県税】	沖縄法第58条	対象地域内において、特定経済金融活性化産業の用に供する ①1,000万円を超える設備 ②100万円を超える機械・装置、器具・備品を新一増設した法人	①左記設備に該当する家屋の取得 ②上記①の家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税の課税免除
固定資産税 【市町村税 (、県税)】	地税法第6条	対象地域内において、特定経済金融活性化産業の用に供する ①1,000万円を超える設備 ②100万円を超える機械・装置、器具・備品を新一増設した法人	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5年間、課税免除 ※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定の限度額を超える額については県税。

※土地については、取得の日の翌日から1年以内に家屋の建設の着手をした場合に限る。

※家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。

※地方税の減免については、地方税法等の規定に基づき、沖縄県及び各市町村が定めるもの。

（沖縄県及び市町村において、隨時、上記の措置を講じるための条例が整備されていく予定）



問合せ先

金融関連産業、情報通信関連産業

→地域政策部 商工観光局 経済金融活性化特区室

TEL 0980-55-3333

FAX 0980-55-3332

観光関連産業

→地域政策部 商工観光局 観光班

TEL 0980-53-7530

FAX 0980-53-7522

農業・水産養殖業

→農林水産部 農業政策課、農林水産課

TEL 0980-53-1212

FAX 0980-53-6210

製造業等

→地域政策部 商工観光局 商工班

TEL 0980-53-7530

FAX 0980-53-7522